

## 計算例を用いたキャッシュフロー計算書の作り方指南

岡 部 孝 好

まず、次のような財務諸表があるものとしよう。この財務諸表に関連する収支の明細も、その次に示しておくことにする。これらの資料によって、キャッシュフロー計算書を作成するのが課題であるが、営業活動によるキャッシュフロー(CFO)の部については、その結果を、直接法と間接法とに分けて先に示しておくことにしたい。

### 【計算例の資料】

#### 比較貸借対照表

資産	(期首)	(期末)	(増減)
現金	10,000	23,000	13,000
売掛金	30,000	32,000	2,000
棚卸資産	20,000	23,000	3,000
設備	80,000	80,000	0
同減価償却累計額	-32,000	-40,000	-8,000
(合計)	108,000	118,000	10,000
負債・純資産			
買掛金	25,000	31,000	6,000
資本金	83,000	83,000	0
繰越利益剰余金	0	4,000	4,000
(合計)	108,000	118,000	10,000

#### 損益計算書

売上高	100,000
売上原価	75,000
営業費用	11,000
減価償却費	8,000
税金	2,000
(当期純利益)	4,000

勘定記入の明細

売上の明細	現金売上高	54,000			
	掛け売上高	46,000	P/L	売上高	100,000
	(合計)	100,000		売上原価	75,000
				(売上総利益)	25,000
仕入の明細	現金仕入高	37,000		営業費用	11,000
	掛け仕入高	41,000		減価償却費	8,000
	(合計)	78,000		税金	2,000
				(当期純利益)	4,000
売上原価の計算	前期繰越高	20,000			
	当期仕入高	78,000			
	次期繰越高	23,000			
	(売上原価)	75,000			
現金の明細	(期首現金)	10,000			
	現金売上高	54,000			
	売掛金回収高	44,000			
	現金仕入高	37,000			
	買掛金支払高	35,000			
	営業費支払高	11,000			
	税金	2,000			
	(期末現金)	23,000			
売掛金の明細	(期首売掛金)	30,000			
	掛け売上高	46,000			
	売掛金回収高	44,000			
	(期末売掛金)	32,000			
買掛金の明細	(期首買掛金)	25,000			
	掛け仕入高	41,000			
	買掛金支払高	35,000			
	(期末買掛金)	31,000			

## キャッシュフロー計算書

### CFO の部(直接法)

売上による収入	98,000
仕入れによる支出	72,000
営業費支払高	11,000
税金	2,000
(CFO の純増減)	13,000

## キャッシュフロー計算書

### CFO の部(間接法)

当期純利益	4,000
減価償却費	8,000
売掛金の増加	-2,000
棚卸資産の増加	-3,000
買掛金の増加	6,000
(CFO の純増減)	13,000

## 1. 事前の検討

- (1) キャッシュフロー計算書は財務諸表から誘導する。このため、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書(2007年以降では株主資本等計算書)の内容を予備的に検討しておくことが不可欠になる。この例示の場合でも、貸借対照表、損益計算書について、予備的な検討を加えておくことにしよう。
- (2) P/Lには営業費用、税金があるが、これらの項目に関連するものとして、B/S上に未払い、前払いの項目がみられないから、すでに現金で支払済みになっている(すべてCFになっている)と考えられる。
- (3) 設備に増減はないし、借入金などの項目も見当たらない。資本金は動いていないし、繰越利益剰余金の増額(4,000)は当期純利益に一致している。とすれば、投資活動によるCF、財務活動によるCFはゼロらしい。
- (4) 商品(棚卸資産)の仕入には、現金による仕入と買掛けによる仕入の2つがあるが、手形仕入はない。商品の販売には、現金による販売と売掛けによる販売の2つがあるが、手形販売はない。CFとなる取引の1つは、現金による仕入と現金による販売である(これらの内訳を確認する作業は残っている)。(過年度と当期の)買掛金の支払いは「仕入によるCF」に加算されるし、(過年度と当期の)売掛金の回収は「売上によるCF」に加算される。
- (5) 現金が13,000だけ増加しているが、CF計算書では、その増減の原因を解明することが、が関心の焦点である。ここで「現金と現金同等物」というのは、現金だけである。

## 2. キャッシュフロー計算書作成の概要

(1) CF 計算書には3セクションがあるが、投資活動によるCFと財務活動によるCFの2セクションについては、いずれもやり方は1つしかない（この例示ではCFそのものがないが）。しかし、営業活動によるCF（CFO）には、直接法と間接法の2つがあり、実際に使われているのは、（やや高級な）間接法の方である。

(2) CF 計算書においては、期首と期末との間に、現金（および現金同等物）が「なぜ増減したのか」、その収支の原因を説明すればよい。この例では、いったいどうして、現金が13,000だけ増えたのかが問題である。

## 3. 直接法によるCFOの計算

(1) CF 計算書は現金基準で作成するから、販売による収入は、現金売上高、売掛金回収高の合計となる。掛売り分は、回収時まで、販売としては取り扱われない。明細表によって、この販売による収入98,000（=54,000+44,000）というデータは与えられているが、現金勘定の記入からもこの金額はたしかめられる。

しかし、明細表がない場合でも、この金額は財務諸表から推計することが可能である。販売による収入を推計する場合には、売掛金の増減に注目する。損益計算書には発生基準（実現基準）の売上高100,000があるから、それから売掛金増加高2,000を差し引くと、98,000（=100,000-2,000）という現金基準の売上高がえられる。発生基準の売上高100,000の中で、掛売り高の46,000は現金基準では無関係であるから除外する必要があるし、他方で売掛金の回収高は現金基準では追加が必要である。これらは2つの金額を合わせるとマイナス2,000（=46,000-44,000）となるが、これは売掛金増加高2,000に等しい。そこで、この売掛金増加高2,000を売上高100,000から控除する。

(2) 現金基準なのだから、仕入による支出は、現金仕入高、買掛金支払高の合計となる。掛け仕入れは、支払時まで、仕入として取り扱われない。また、現金基準では仕入による支出がそのまま売上原価と理解されるから、棚卸資産の増加（払出しより仕入れが多い）とか棚卸資産の減少（払出しが仕入れより多い）は、直接法の場合、CFOに影響を与えない。

しかしながら、直接法の金額を売上原価⇒当期仕入高⇒仕入による支出、というふうに、財務諸表から逆算することも可能である。この逆算法によるとすれば、まず損益計算書の売上原価75,000に対して棚卸資産の増加高3,000を加算して、当期仕入高78,000を推計する。次に、この当期仕入高78,000には買掛金によるものが含まれているので、それから買掛金増加高6,000を差し引くと、仕入による支出合計72,000が導ける。

(3) 現金基準なのだから、営業費用（およびその他の営業収益）は、現金による受払分にかぎって、そのままCFOに收容される。ここでは存在しないが、未払い、前払いがある場合には、これらは現金基準では無関係であり、費用に算入する必要がない。税金についても、同じことがいえる。

(4) 直接法による場合、現金勘定によりこれらの収入と支出をたしかめて、原因別に整理するだけでCF計算書ができあがる。

#### 4. 間接法による CFO の計算

(1) 発生基準による当期純利益の金額(4,000)から出発して、営業活動によるキャッシュフロー (CFO) を推計する。例示では、期首の現金 10,000 は期末には 23,000 に変化しているから、CFO の純増減は 13,000 である。

(2) 売上高のうち現金売上高は、また当期仕入高のうち現金仕入高は、現金基準でも発生基準でも同じ処理になる取引である。これらの現金による売買分は当期純利益を修正する必要がないので、そのままにする。いい換えると、掛け取引だけに修正の必要がある。

(3) 営業費用と税金は、現金による支払い分であり、当期純利益に算入済みになっている。これらは修正の必要がない。修正が必要なのは、ここにはないが、前払い、未払いなどの項目である。

(4) 減価償却費のような費用（無形固定資産の償却、繰延資産の償却も同じ）は、当期において現金の支出がともなわない。このため、減価償却費（および引当金繰入額など）は非資金費用(non-fund expenses)とか非現金費用(non-cash expenses)と呼ばれる。非資金費用は足し戻して、当期純利益を増額させる。

(5) 評価損、減損、減耗損などの費用・損失も非資金費用である。償却原価法による債権・債務の帳簿価額修正も、現金の出入りがともなっていない非資金費用・収益である。また固定資産売却損益、有価証券売却損益なども、間接法では、修正記入が必要とされる（後述）。

(6) 間接法の基点は比較貸借対照表である。わけても「運転資本」（流動資産と流動負債）が中核となるから、最初に流動資産の各項目（現金を除く）に注目し、比較貸借対照表によりそれぞれの当期の純増減額を計算する。資産の増減額がマイナスなのであれば「資金が帰ってきている」（回収）として、「収入」にカウントする。また資産の増減額がプラスの場合には、「資金が出て行った」（投資）として、「支出」にカウントする。

(注) 売掛金の例で、このカラクリを説明すると、次のようになる。

$$\text{期首残高} + \text{当期掛売り高 (増加高)} - \text{当期売掛金回収高 (減少高)} = \text{期末残高}$$

$$\text{当期掛売り高} - \text{当期売掛金回収高} = \text{期末残高} - \text{期首残高}$$

右辺が比較貸借対照表の増減額である点に注意して、

期末残高 < 期首残高なら（増減額がマイナスなら）、当期掛売り高 < 当期売掛金回収高 であり、発生基準の純利益が過小になっている。そこで差額を収入として追加する。

期末残高 > 期首残高なら（増減額がプラスなら）、当期掛売り高 > 当期売掛金回収高 であり、発生基準の純利益が過大になっている。そこで差額を支出として控除する。

(6) 流動負債では、まったく逆になるから、負債の増減額がマイナスの場合には「支出」があったとし、負債の増減額がプラスの場合には「収入」があったとみなす。

(7) 間接法では比較貸借対照表によって、流動資産と流動負債の期中増減額を計算する。そして、これらの期中増減額を整理して並べると、「キャッシュフロー計算書」ができる。比較貸借対照表から CFO を誘導するのが「間接法」である。

## 5. 間接法におけるやや特殊な追加処理のすすめ方

(1) 当期純利益は、決算処理において繰越利益剰余金（2007年以前では当期未処分利益）に振り替えられている。このため、比較貸借対照表において、繰越利益剰余金の増減額は、（期中に利益処分がないものとする）当期純利益に等しい。CFOの冒頭の金額は、この当期純利益をそのまま用いることができる。

(2) 現金配当は営業活動による支出ではなく、財務活動による支出として処理する。損益計算書には載っていないが、重要な支出項目なので、利益剰余金の増減によって金額をたしかめ、支出に追加しなければならない。

(3) 当期における減価償却費は、比較貸借対照表においては減価償却累計額の増加額と同じになっているから、非資金費用の減価償却費も、比較貸借対照表の金額を使うことができる（ただし、期中に固定資産の処分があれば調整計算が必要となる）。同様に、引当金繰入額など、他の非資金費用も、比較貸借対照表の当期増加額から導くことが可能である。

(3) 貸倒引当金については、当期繰入額が非資金費用となるから、他の引当金と同様に処理できる。しかし、売掛金などの債権項目から直接（表示）法により控除されている場合には、売掛金の増減額に算入済みになっている。また間接控除法によっている場合でも、控除後の金額をベースにする場合には、売掛金の増減と貸倒引当金の増減を別個に計算して、その後2つを合算する。

(4) 金融収支（受取利息、受取配当金、支払利息など）は当期純利益に算入済みになっている。この純利益算入額は発生基準によっている、現金基準によるものではない。そこで、P/Lの営業外金額をいったん除外（加算）し、その次に、現金基準の金額をもういちど算入（控除）する。損害賠償損失についても、同様の処理をする。

(5) 固定資産売却損益がある場合には、投資活動セクションでその売却収入が総額で計上されている。しかし、その総額の中で固定資産売却損益だけは切り離されて、当期純利益に算入されているから、営業活動セクションでは、その損益額を除去することが不可欠になる。まず売却損のケースでは、固定資産の帳簿価額（取得価額マイナス減価償却累計額）の方が売却収入より大きいから、売却損に相当する金額には資金の裏付けがなく、非資金費用となる。他方、売却益のケースでは、売却益相当額には資金的な裏付けがあるが、その収入は投資活動セクションで計上済みになっており、当期純利益に算入された固定資産売却益をそのままにしておくと、ダブルカウントになってしまう。このため、売却益の場合にも、営業活動セクションにおいて、固定資産売却益を控除する。有価証券の売却などにおいても、同様の処理が必要とされる。

(7) CFOの計算は、実際には、税引前当期純利益を修正してゆき、最後に法人税等支払額を加算して、最終的なCFOの純増減に達する。支払配当金は財務活動によるCFとされるから、CFOには無関係である。

## 6. 間接法によるCF計算書の作成実務

(1) 会計実務においては、CF計算書は「作成基準」（企業会計審議会、平成10年3月13日）にもとづいて作成される。

- (2) 間接法による場合、営業活動による CF の区分では、「税金等調整前当期純利益」から出発し、①非資金損益項目の戻入れ、②資産・負債項目の増減、③（受取、支払）利息・配当の CF の調整を行い、最後に④法人税等の CF を記載する。
- (3) 非資金損益項目の加減では、減価償却費、評価損などは①P/L の関連項目を拾う。②引当金は期首と期末の増減高となるが、貸倒引当金は「流動資産」と「投資その他の資産」の両方に、退職給付引当金などは「固定負債」に分類表示されているので要注意。
- (4) 受取利息、受取配当金、支払利息は P/L の営業外損益の金額を拾う。支払配当金は、財務活動の CF とするので、CFO には含めない。
- (5) 固定資産売却損益、有価証券売却損益などは、特別損益の項目を拾う。
- (6) 資産・負債の期首と期末の差額は、基本的には流動資産・流動負債区分の中の項目によるが、①流動負債でも、借入金、CP、1年未満の固定負債は CFO には関係ない。②前払金・未払金、前払費用・未払費用は流動と固定の両方に跨っていることがある。③未収金、前渡金、前受金についても、流動・固定の両方に注意する。
- (7) 金融収支の CFO をたしかめるには、付属明細表によるほかはない。
- (8) 法人税等支払額も、付属明細表による。